

不安定就労者再チャレンジ支援事業を利用される皆さんへ

求職者支援制度を利用して 職業訓練受講給付金を受給できます

求職者支援制度とは

雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

職業訓練

+

ハローワークの
就職支援

早期就職

職業訓練受講給付金 (月10万円+通所手当(所定額)+寄宿手当(月10,700円))

不安定就労者再チャレンジ支援事業における
教育訓練・職場実習等においても・・

一定要件を満たせば、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します。

特定求職者であること

+

支給要件を満たすこと

「特定求職者」になるための要件

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 3 **労働の意思と能力があること**
- 4 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

例えば、

- 雇用保険に加入できなかった
- 雇用保険の失業給付（基本手当）を受給中に再就職できないまま支給終了
- 自営業を廃業

などの場合が該当します。

* 特定求職者が後に雇用保険被保険者、雇用保険受給者となるなど、上記要件を満たさなくなった場合も受給できません。

「支給要件」とは

- 1 本人収入が**月8万円以下**
- 2 世帯全体の収入が**月25万円以下**
- 3 世帯全体の金融資産が**300万円以下**
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 **全ての訓練実施日に出席している**
(やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに8割以上の出席率がある)
- 6 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 7 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

支給要件の詳細については、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL021222訓01

職業訓練受講給付金の手続きについて

職業訓練受講給付金の手続きは、原則として住所地を管轄するハローワークで行います。なお、お住まいと同一都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、初回の来所時点でご相談ください。

職業訓練受講給付金の手続きは、原則として1回のみ行う「事前審査」と、月ごとに行う「支給申請」に分かれています（どちらが欠けても職業訓練受講給付金を受給できません）。

★職業訓練受講給付金の手続き

1 職業訓練受講給付金の受給希望がある場合

- ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の支援の対象であるか（＝特定求職者であるか）の確認を行ってください。
- 特定求職者である場合、事前審査の説明を受け、必要書類を受け取ってください。

2 事前審査

- 事前審査に必要な書類を準備したら、事前審査の申請を行ってください。後日、事前審査を申請することもできますが、その場合、支給を受けようとする指定来所日（下記4参照）までに行うことが必要です。
- 事前審査の申請にあたっては、本人確認書類の他、ハローワークから交付された各種様式、所定の添付書類が必要です（→P.3の1）
- 事前審査の結果、要件を満たさない場合でも、支給申請において支給要件を満たす場合には、支給可能となる場合があります（事前審査の詳細はハローワークで案内しています）
- 事前審査の結果（該当または非該当）が郵送または手交により通知されたら、ハローワークで訓練受講中の支給申請に関する説明を受け、支給申請の必要書類を受け取ってください。

3 就職支援計画の作成（支援指示）

- 訓練開始日の前日までにハローワークに来所し、「就職支援計画書」の交付を受けてください（これを「支援指示」と言います）。
- ・この「支援指示」を受けなければ、職業訓練受講給付金を受給することもできません。
- ・ハローワークによっては、支援指示を行う日時をあらかじめ指定する場合があります

4 訓練の受講開始後

- ハローワークが指定する日（指定来所日）に職業相談を受けた後、支給申請をしてください。
 - ・指定来所日以外の日には支給申請を行うことができません。ただし、ハローワークが定める一定の理由に該当する場合は、指定来所日を変更することができます（証明書類が必要です）（→P.3の3）。
 - ・支給申請にあたっては、所定の申請書類が必要です（→P.3の2）。
 - ・支給申請書には、訓練実施機関が訓練の受講状況を証明する欄があります。これを確認した上で、支給・不支給決定を行います。
 - ・訓練を1回でも欠席（遅刻・欠課・早退を含む）すると職業訓練受講給付金は支給されません（欠席が「やむを得ない理由」による場合でも、支給を受けようとする支給単位期間ごとに8割以上の出席率がなければ、職業訓練受講給付金を受給することはできません）（→P.3の3）。
 - ・指定来所日にハローワークに来所しないことは、就職支援拒否の典型です。1回でも就職支援拒否を行うと、以後、職業訓練受講給付金は支給されません。また、これを繰り返すと、ハローワークから支援指示が取り消され訓練受講の継続ができなくなるほか、訓練期間の初日にさかのぼって給付金の返還命令等が行われることがあります。
- 訓練受講中から訓練終了後3か月間は、原則として月に1回、ハローワークが指定する日（指定来所日）にハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けてください。

職業訓練受講給付金の手続きについて（ご注意いただきたいこと）

1 職業訓練受講給付金の事前審査に必要な書類

① 番号確認書類（原本）	以下のうちいずれか1点： ・マイナンバーカード ・マイナンバーの記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
	a 以下のうちいずれか1点： ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・精神障害者手帳 ・運転経歴証明書 ・旅券 ・療育手帳 ・在留カード など
② 身元（実在）確認書類	b aがない場合は以下のうちいずれか2点以上： ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 など
	・職業訓練受講給付金要件申告書 ・受講申込・事前審査書（安定所提出用） ・職業訓練受講給付金通所届 ・個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書（※）
③ ハローワークから交付された各種様式（窓口でお渡しします）	・直近3カ月以内に交付された住民票謄本の写しまたは住民票記載事項証明書（世帯の構成および続柄が記載されたもの）（※） ・事前審査申請日の前月に得た申請者本人および全ての同居配偶者等の収入を証明する書類（賃金明細書など。もしくは、源泉徴収票、市区町村が交付する所得証明書【額面が記載されたもの】など）（※） ・申請者本人または同居配偶者等が保有する事前審査申請日の残高が50万円以上である全ての預貯金通帳または残高証明（直近1カ月以内に交付されたもの） ・給付金の振込先となる通帳 ・その他、ハローワークが求める書類 ※ 個人番号による情報連携で、住民票、所得証明書及び年金証書等については、書類提出の省略が可能になる場合があります。ただし、所得証明書の情報照会については、個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書を提出していただく必要があります。
④ 所定の添付書類（同居配偶者等の預貯金通帳を除き原本。詳細はハローワークにお尋ねください）	

2 支給申請に必要な書類

① ハローワークから交付された各種様式

職業訓練受講給付金支給申請書（訓練実施機関による受講証明を受けたもの。受講証明がない場合は無効）、就職支援計画書、給付金支給状況（支給記録）（あらかじめ交付を受けていない場合は不要）

② やむを得ない理由で訓練を欠席（遅刻・欠課・早退を含む）した場合は、その理由を証明する書類

③ 「寄宿手当」の支給を希望する方は、寄宿を開始したこと又は終了したことを証明する書類（詳細はハローワークにお尋ねください。）

3 訓練の欠席、指定来所日の変更における「やむを得ない理由」

- ハローワークが定める「やむを得ない理由」以外の理由で訓練を1回でも欠席（遅刻・欠課・早退を含む）すると、その月（給付金支給単位期間）の職業訓練受講給付金は支給されません。また、指定来所日に来所がない場合は、以後職業訓練受講給付金は支給されません。これを繰り返すと、ハローワークから支援指示が取り消され訓練受講の継続ができなくなるほか、訓練期間の初日にさかのぼって給付金の返還命令等が行われることがあります。
- 必要な証明書類の提出がなければ「やむを得ない理由」として認められません。
- 「やむを得ない理由」に該当するかどうか、必要な証明書類など不明な点についてはハローワークにお尋ねください。
- 欠席が「やむを得ない理由」による場合でも、支給を受けようとする支給単位期間において8割以上の出席率がなければ、職業訓練受講給付金を受給することはできません。

職業訓練受講給付金のよくある質問

Q1 支給要件の「世帯」には誰が含まれますか？

A1 「世帯」には、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が含まれます。なお、内縁の関係にある者は「配偶者」とみなします（内縁の関係にあるか否かの確認は、住民票謄本の続柄等の「夫（未届）」等の記載で確認します。）。

Q2 支給要件の「収入」には具体的に何が含まれますか？

A2 「収入」には、税引前の給与（賞与も含みます。）、事業収入、役員報酬、不動産賃貸収入、各種年金、仕送り、養育費その他全般の収入を指します。なお、一部算定対象外となる収入もありますので、詳しくはハローワークでご相談ください。

Q3 どんな場合に「やむを得ない理由」による欠席となるのですか？また、「やむを得ない理由」による欠席を証明する書類はどんなものがありますか？

A3 「やむを得ない理由」や必要となる証明書類については下の表をご覧ください。なお、これは目安ですので、「やむを得ない理由」に該当するかどうか、必要な証明書類がわからない場合は、訓練欠席の前に必ずハローワークにご相談ください。

やむを得ない理由	証明書類
本人の病気または負傷のため	<次のうちいずれか一点> ・医師または担当医療機関の証明書 ・医療機関または調剤薬局の領収書（※調剤薬局の領収書は処方箋に基づき調剤された薬の領収書に限ります） ・処方箋（写しで可）
親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）の看護のため	同上
求人者との面接（採用試験を含む。）又は安定所長が特定求職者の今後の再就職に資するものと判断できるセミナー等を受講するため	面接事業主、その他安定所が適当と認める者の証明書
列車遅延、交通事故、天災その他やむを得ない理由のため	遅延証明書、事故証明書など

Q4 過去に職業訓練受講給付金を受けていたことがありますか、また受給できるのですか？

A4 過去に給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上（不正に受給した場合は9年以上）経過していることが必要になります。

Q5 職業訓練受講給付金だけでは生活費が不足するのですが、どうすればいいですか？

A5 職業訓練受講給付金だけでは生活費が不足する場合には、希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

Q6 職業訓練受講給付金はいつ支給されますか？

A6 給付金支給単位期間終了後に行われる支給申請で支給決定がされてから、数日から10日程度かかります。なお、祝日、年末年始等に係る場合には、さらにかかることもあります。

ご不明点がある場合はハローワークへのご相談を！

職業訓練受講給付金の手続きには、一定の期間を要します。

求職者支援制度



検索

詳しくは住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせくださいか、「求職者支援制度」で検索ください。